平成２３年（フ）第２１０号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地２　県住２号、旧住所鳥取県鳥取市桂見513番地17
債務者　宮脇ひとみ（旧姓有田）
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
鳥取県米子市新開３丁目３番40号　Ｃ－１号
債務者　大場　順子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１２９７号
広島市南区旭１丁目１番21号、申立時の住所広島市南区東雲本町２丁目21番２－504号東雲奥野ビル
債務者　松原　賢治
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８号
山口県下関市彦島江の浦町６丁目３番22号、前住所山口県下関市彦島江の浦町３丁目３番22号
債務者　新谷　秀美
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
山口県下関市豊北町大字北宇賀3490番地
債務者　中村　哲雄
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
山口県下関市上田中町７丁目11番23号
債務者　西嶋　幸子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
愛媛県四国中央市寒川町4076番地の４
債務者　藤村　豊明
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６３号
愛媛県四国中央市寒川町4076番地の４
債務者　藤村　里美
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６７号
愛媛県四国中央市土居町津根3870番地１　カステーロ・ヴェルデＡ棟103号、前住所愛媛県四国中央市寒川町1174番地の１
債務者　三好　　潤
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７３号
愛媛県新居浜市東田２丁目甲1694番地の４
債務者　石川　　貢
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６４３号
高知市一宮西町１丁目25番４号
債務者　山﨑　照子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８５号
東京都板橋区前野町２―13―２アクセス前野町202、申立時の住所福岡県直方市大字下新入507番地６
債務者　石田　博和
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県直方市大字中泉1071番地
債務者　藤村こずえ
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県大川市大字小保470番地12　小保団地1133号
債務者　末吉　隆之
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
福岡県筑後市大字尾島500番地４
債務者　中村　敏晴
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４２２号
大分市大字片島2832番地
債務者　金子　順子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５９４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目24番12―103号
債務者　田口和歌子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係